破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３４２号
仙台市青葉区柏木１丁目６番46―306号、従前の住所仙台市宮城野区榴岡４丁目６番22―702号
破産者　阿部　秀義
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６３４号
仙台市青葉区旭ケ丘１丁目37番23号　シエルヒルズユイ101
破産者　大沼　義明
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３号
大阪府大阪市住吉区長居東４丁目11番20号第三ドムール長居603号
破産者　梶谷　　本
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２６年（フ）第４号
大阪府大阪市住吉区長居東４丁目11番20号第三ドムール長居603号
破産者　梶谷スズ子
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２６年（フ）第５号
大阪府大阪市住吉区長居東４丁目11番20号第３ドムール長居603号、前住所島根県隠岐郡隠岐の島町栄町79番地
破産者　梶谷　　敦
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２６年（フ）第２８８号
札幌市南区南沢１条３丁目１番47号　コーポ和205号
破産者　福岡亜由美
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５９０号
札幌市北区太平５条３丁目１番12号　マンション川田１Ｆ左、破産手続開始決定時の住所札幌市北区篠路２条７丁目１番６号
破産者　羽田　浩彰
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９４３号
札幌市清田区平岡３条４丁目10番５号　レジデンス平岡201号
破産者　岡　　宏樹
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０２０号
札幌市南区南沢１条３丁目１番47号　コーポ和６―205号
破産者　福岡　宗範
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１１０号
札幌市厚別区もみじ台南３丁目１番23号
破産者　西木　浩平
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１８０号
札幌市東区北32条東１丁目７番10―103号
破産者　池原　龍義
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６８９号
宮城県宮城郡利府町沢乙字新北橋85番地
破産者　櫻井　美幸（旧姓寺家・赤坂）
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３２４号
群馬県渋川市北橘町八崎281番地４、前住所群馬県渋川市中郷461番地43
破産者　萩原　善市
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１５０号
群馬県邑楽郡明和町新里54番地、前住所群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸503番地の４　レオネクストｍａｎａ109号
破産者　奥澤　博樹
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１５１号
群馬県邑楽郡大泉町坂田５丁目５番14号
破産者　雪むらこと　佐藤　　進
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１５２号
群馬県邑楽郡大泉町坂田５丁目５番14号
破産者　佐藤　悦子
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１５９号
群馬県太田市新道町108番地104、前住所群馬県伊勢崎市磯町６番地　赤堀千鳥住宅105
破産者　武内　敦史
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１１７８号
埼玉県上尾市本町６丁目１番30号　リビングシティⅡ101、旧住所埼玉県桶川市寿１丁目５番２号
破産者　岡野　邦夫
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係